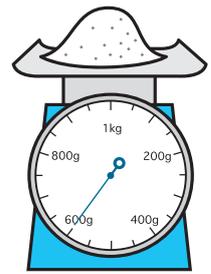


「はかりの定期検査」を実施します！

取引・証明に「はかり」（特定計量器）を使用する場合は、2年に1度「定期検査」を受けることが義務づけられています。対象となる「はかり」を所有されている方はA・Bいずれかの検査を受検してください。

注）検定年月日が新しい新規購入等の「はかり」については、初回の定期検査が免除となる場合があります。



検査対象となる「はかり」

- ◇商店・露店・行商等で商品の売買に使用するはかり
- ◇農業・漁業等に從事するものが、農産物・水産物等の売買・出荷のために使用するはかり
- ◇商店・工場等の原材料の搬入（学校・病院等への食材の搬入）、製品の販売・出荷のために使用するはかり
- ◇病院・薬局等で使用している調剤用のはかり
- ◇病院・学校・保育所・幼稚園等で健康診断又は体重測定に使用するはかり
- ◇運送業者等が貨物運賃の算出等に使用するはかり（取次店における料金特定のための計量を含む）
- ◇公共機関への報告又は統計の公表などを目的として行う計量に使用するはかり

検査の対象から除かれる「はかり」

- ◇工場、飲食店、パン屋、製麺所等で原材料の調配合（調理）に使用するはかり
- ◇個人が健康管理のために使用するはかり
- ◇公民館、公衆浴場等に設置されたはかり

A. 集合検査

所有者が計量器を持参して受ける検査です。予約無しで、いずれかの実施日で受検できます。

検査可能計量器	実施日	検査場所	時間
計量器のひょう量が 250kg以下のもの	6月21日（火）	小城公民館	10：00～15：00
	6月22日（水）	三日月庁舎（北側車庫）	10：00～12：00
	6月22日（水）	牛津庁舎（東側車庫）	13：30～15：30
	6月23日（木）	芦刈庁舎（西側車庫）	10：00～15：00

B. 所在場所検査

計量器の設置場所で行う検査です。佐賀県計量協会（☎31-1411）に事前申請が必要です。

検査可能計量器	実施日
大型（ひょう量が2 tを越えるもの）	6月28日（火）～7月4日（月）
中型（ひょう量が2 t以下のもの又は数が多いもの）	
小型（ひょう量が250 g以下の集合検査を受検できないもの）	7月12日（火）～7月20日（水）

<定期検査手数料>

ひょう量	定期検査手数料	ひょう量	定期検査手数料	ひょう量	定期検査手数料
100kg以下	1,500円	2 t 以下	4,100円	30 t 以下	19,400円
250kg以下	1,900円	5 t 以下	7,100円	40 t 以下	21,800円
500kg以下	2,300円	10 t 以下	11,000円	50 t 以下	30,000円
1 t 以下	3,200円	20 t 以下	15,900円	50 t を超過	51,400円

※1 はかりの最小の目盛又は、表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、上記金額の2倍
 ※2 ひょう量が複数あり、手動により切り替えができるものにあつては、各ひょう量ごとにあたる上記金額の合計額ただし、※1に該当する場合にあつては、最大ひょう量にあたる上記金額の2倍額と、その他のひょう量にあたる上記金額の合計額
 ※3 所在場所検査受検者は、検査手数料とその他の経費

【問合せ】 商工観光課 商工観係（小城庁舎南別館） 担当 山口・原口 ☎73-8813